



## 目次

- 当 ASU 提案の主要  
規定
- 移行ガイダンス及び  
発効日

# FASB が法人所得税開示規定に対する更 新を提案

ポール・J・ビトラ・ジュニア (Paul J Vitola Jr) 及びカレン・ウィルトシー (Karen Wiltsie)、コート・ヨダール (Cort Yoder) ( Deloitte & Touche LLP)

2016年7月26日、FASBは [ASU 提案](#)<sup>1</sup>を発行した。これは、新規定を設定するだけでなく、法人所得税に関連した特定の開示規定を修正又は削除することになる。当 ASU 提案に対するコメント期限は、2016年9月30日である。

当提案は、「各事業体の財務諸表の利用者に対して最も重要である情報を明確に伝達することにより、財務諸表に対する注記における開示の有効性を改善する」ことを意図した、FASBによる [開示フレームワーク・プロジェクト](#)の一環である。

2014年3月に、FASBは、財務報告に関する概念フレームワークに係る [概念基準書提案](#)<sup>2</sup>を発行した。当審議会はその後、棚卸資産、法人所得税、公正価値測定並びに確定給付年金及びその他の退職後制度に関連する財務諸表開示の有効性を検討することにより、その提案におけるガイダンスを検証することを決定した。当 ASU 提案は、法人所得税に対する概念基準書提案におけるガイダンスの適用の帰結である。

## 当 ASU 提案の主要規定

### 範囲

当改訂の多くは、法人所得税の対象となる全ての事業体に適用されることになるが、特定の改訂は、公開ビジネス事業体に対してのみ適用される。

当提案の一環として、FASB はまた、ASC740-10<sup>3</sup>の用語集で定義されている「公開事業体」という用語を、FASB 会計基準編纂書(ASC) マスター用語集で定義されている「公開ビジネス事業体」に置き換えることを決定した。ASC740 による公開事業体の定義には含まれない特定種類の事業体を、公開ビジネス事業体の定義は含んでいる。したがって、現在公開事業体に対してのみ適用される ASC740 の開示規定が、他の事業体に対しても適用されることになる。

### 無期限に再投資される外国利益

当 ASU 提案は、年度中になされた、無期限の再投資アサーションに対する変更を説明することを全事業体に要求することになる。これには、当該アサーションの変更を引き起こした状況が含まれる。全ての事業体はまた、年度中になされたアサーションの変更が存在する場合には、当該利益金額を開示することも要求されることになる。加えて、全ての事業体は、外国子会社により所有される現金、現金同等物、及び市場性ある証券の合計額の開示を要求されることになる。

当該情報は、財務諸表利用者に、将来の母国への送金の発生可能性、及び無期限に外国に再投資される利益に関連する法人所得税の影響を彼らが予測することを支援する情報を提供することが意図されている。

### 未認識の税務便益

当 ASU 提案は、未認識税務便益に関連した、公開ビジネス事業体に対する開示規定を修正することになる。それはまた、ASC740-10-50-15A(a)により要求される未認識税務便益の総額の表形式による調整表において、現金で決済された(又はされるであろう)それ、及び現存の繰延税金資産の使用により決済された(又はされるであろう)それごとに分解された決済の開示を事業体に要求する規定を追加することになる(例えば、現存の繰越欠損金又は繰越税額控除の使用による決済)。

公開ビジネス事業体はまた、当該未認識税務便益が記帳された、貸借対照表表示項目ごとの、表形式による調整において表示される、未認識税務便益総額の内訳(すなわち、マッピング)を提供することが要求されることになる。未認識の税務便益が一つの貸借対照表表示項目に含まれていない場合には、当該金額は別個に開示されることになる。加えて、公開ビジネス事業体は、繰越欠損金及び繰越税額控除に関する現存の繰延税金資産と相殺されている未認識の税務便益総額を開示することが要求されることになる。

ASC740-10-50-15(d)における現行ガイダンスでは、全ての事業体は、未認識税務便益の総額が、次の 12 ヶ月間に大幅に増減することが合理的にありうる場合、税務ポジションの詳細を開示しなければならない。ASU 提案はこの開示規定を削除する。

ASC740-10-55-217(改訂後)は、これらの開示規定の適用可能性の例示を提供することになる。

<sup>3</sup> FASB Accounting Standards Codification Subtopic 740-10, *Income Taxes: Overall*.

## 繰越欠損金及び繰越税額控除

現在、事業体は、税務目的の繰越欠損金及び繰越税額控除の金額及び失効日を開示することが要求されている。歴史的に、この開示規定に関連する実務には多様性が存在している。当 ASU 提案は、公開ビジネス事業体に、以下の総額を開示することを要求することにより、この多様性を低減させることになる。

- 報告日より後の最初の 5 年間のそれぞれに関して、失効期間ごとに、連邦、州及び外国における繰越欠損金総額及び繰越税額控除総額(すなわち、税額を考慮していない)、並びに残存年次に係る総額。
- 評価性引当金控除前の、繰越欠損金及び繰越税額控除に関連した、連邦、州及び外国繰延税金資産(すなわち、税額を考慮した)。



### 編集者注

一般的に、事業体は、ASC740 における認識及び測定規準に準拠して、繰延税金資産を測定しなければならない。当 ASU 提案は、「繰延税金資産」という用語を使用しているが、それは、ASC740 規準により測定される繰延税金資産を参照するか否か、又は提出される法人所得税申告書上で反映される繰越欠損金及び繰越税額控除の税額考慮後の金額を単純に参照しているか否かについては不明確である。

上記で議論されていたように、公開ビジネス事業体はまた、繰越欠損金及び繰越税額控除に関する現存の繰延税金資産と相殺される、未認識の税務便益の総額を開示することが要求されることになる。

加えて、当 ASU 提案は、公開ビジネス事業体以外の事業体に対する、繰越欠損金及び繰越税額控除に関連する開示規定を修正することになる。公開ビジネス事業体以外の事業体は、連邦、州及び外国における繰越欠損金並びに繰越税額控除の総額(すなわち、税額を考慮していない)を、その失効日と共に、開示することが要求されることになる。

ASC740-10-55-218 から 55-222(改訂後)は、これらの開示規定の適用可能性の設例を提供することになる。

## 税率調整

ASC740-10-50-12 は現在、公開ビジネス事業体に、継続事業からの法人所得税費用(又は便益)の報告金額と、継続事業からの税引前利益(又は損失)に国内連邦法定税率を乗じて算定される法人所得税費用(又は便益)との調整を開示することを要求している。当 ASU 提案は、SEC レギュレーション S-X 規則 4-08(h)<sup>4</sup>と整合した方法で、法人所得税率調整を公開ビジネス事業体が開示する規定を改訂することになる。改訂後の ASC740-10-50-12 は、公開ビジネス事業体が、継続事業からの法人所得税費用(又は便益)報告金額と、継続事業からの税引前利益(又は損失)に国内連邦法定税率を乗じることにより算定される法人所得税費用(又は便益)との調整の開示を要求し続けている。しかしながら、当該改訂は、規則 4-08(h)における規定と一貫した方法で、法定税率での税金の 5 パーセント以上である税率調整における要素を分離し、別個に表示するよう、規定を修正することになる。

<sup>4</sup> SEC Regulation S-X, 4-08(h), "Income Tax Expense."

## 政府援助

2015年11月の政府援助に係るASU提案<sup>5</sup>に対する議論の結果として、FASBは、事業体に事業体の法人所得税を低減する政府ユニットから受領した援助に関連する特定の情報を開示することを要求することを決定した。したがって、法人所得税開示に係る当ASU提案は、「契約の期間及び当該契約により政府となされたコミットメント並びに法人所得税負担を低減する又は低減する可能性がある便益の金額を含む法的に強制力ある政府との当該契約の説明」を開示することを、法人所得税関連政府援助を受領する全ての事業体に要求することになる。この開示規定は、政府が、当該契約により、事業体が、援助を受領することになるか否かを決定し、かつその場合、該当する適格要件を充足する場合であっても、いくら受領するかを決定した場合にのみ適用されることになる。事業体と政府との間の具体的な契約がない場合で、事業体が全ての税金支払者に適用される適格性規定を充足したことにより政府援助を受領する場合、この情報の開示は要求されない。

## 他の法人所得税開示規定

当ASU提案は、全ての事業体が以下事項を開示することを要求している。

- ・ 国外と国内金額により区分された、継続事業からの税引前利益(又は損失)金額。
- ・ 国外と国内金額により区分された、継続事業からの法人所得税費用(又は便益)。
- ・ 国外と国内金額により区分された、法人所得税支払金額。さらなる区分が、法人所得税支払総額に対して重要である国に関しては要求されることになる。
- ・ 適用税率変更が、将来において事業体に対して影響を与える可能性が高い場合、当該適用税率変更。

税引前利益(又は損失)、外国法人所得税費用(又は便益)、又は外国法人所得税支払の決定に当たり、「外国」とは、報告事業体の母国以外の国を指す。

加えて、当提案は、公開ビジネス事業体が、関連金額と共に、年度中に認識又は振り戻された評価引当金を説明することを要求することになる。

当ASU提案はまた、事業体が、法人所得税開示規定を評価するに当たり、重要性を考慮することを容認する、開示重要性評価に係るFASBによるASU提案<sup>6</sup>におけるガイダンスと整合している。

## 移行ガイダンス及び発効日

当ASU提案による改訂は将来に向かって適用されることになる。FASBは、利害関係者からのフィードバックを検討後、最終ガイダンスに関する発効日を決定する予定である。

<sup>5</sup> FASB Proposed Accounting Standards Update, *Disclosures by Business Entities About Government Assistance*.

<sup>6</sup> FASB Proposed Accounting Standards Update, *Notes to Financial Statements (Topic 235): Assessing Whether Disclosures Are Material*.

## 登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください ([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための *Dbriefs*

*Dbriefs* へぜひご参加ください。*Dbriefs* はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務に関する財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

*Dbriefs* は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、*Dbriefs* にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

## Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

さらに、**US GAAP Plus** にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification*™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト・トーマツグループは日本におけるデロイト・トウシュート・マツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト・トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト・トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む) の総称です。デロイト・トーマツグループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュート・マツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性があります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.